

# (仮称)新宿区危険ドラッグその他の危険薬物撲滅条例(案)概要

## 目的・基本理念

骨子  
1・3

区及び区民等は、危険薬物を何人にも売らせないこと並びに危険薬物を区民等が持たないこと、買わないこと、もらわないこと及び使わないことを基本として危険薬物撲滅活動を推進することによって、区民等の安全で平穏な生活を確保し、もって健全な地域社会の実現に寄与する。

## 危険薬物(危険ドラッグを含む)

骨子  
2

### 法令で規制された薬物

大麻 覚せい剤 麻薬・向精神薬  
あへん 毒劇物

### 指定薬物

- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の指定(旧薬事法)
- 都知事の指定

### その他

規制・指定薬物のほか同等の危険性のある薬物

### 危険ドラッグとは(警察庁)

規制薬物(覚醒剤、大麻、麻薬、向精神薬、あへん及びけしがらいう。)又は指定薬物(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(旧薬事法)第2条第15項に規定する指定薬物をいう。)に化学構造を似せて作られ、これらと同様の薬理作用を有する物品をいい、規制薬物及び指定薬物を含有しない物品であることを標榜しながら規制薬物又は指定薬物を含有する物品を含むものである。

危険ドラッグという呼称は、規制の有無を問わず、使用することが危ない物質であると明確に示すもの。

## 危険薬物撲滅活動

骨子  
2

危険薬物の販売等を防止し、及びこれにより区民等の生活から危険薬物の濫用による影響を撲滅するための活動

## 区が実施する危険薬物撲滅活動

骨子  
4・5・6

- 危険薬物撲滅活動に関する施策の総合的な推進
- 危険薬物に関する情報の収集及び区民等への情報提供
- 区民等への広報・教育・啓発

## 区民等の責務

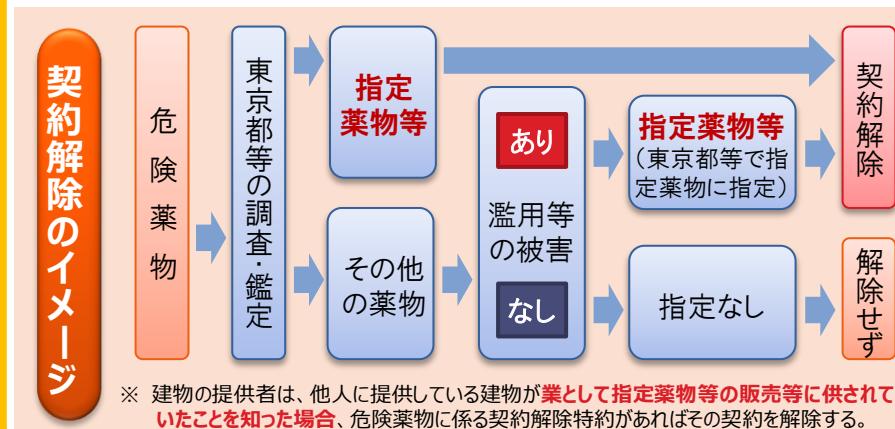
骨子  
9

- 危険薬物撲滅活動への協力
- 危険薬物に関する警察への情報提供

## 不動産業界等の責務

骨子  
10・11・12

- 危険薬物の販売等をさせないように → **確約書等の提出**
- 危険薬物を販売等した場合の契約の解除 → **特約条項の追加**
- 物件への定期的な確認



## 危険薬物撲滅特定地区と協力員の指定

骨子  
7・8

### 特定地区の指定

危険薬物の販売等を防止するため特に必要があると認める地域を、危険薬物撲滅特定地区に指定

**新宿駅周辺の繁華街地区**  
などを指定

### 協力員による活動

- 町会、自治会、商店会等の構成員の中から、危険薬物撲滅活動協力員を指定
- 区は、危険薬物撲滅活動に対し、積極的な支援

## 効果

- 新規参入の抑制
- 既存店舗の排除
- 公共の安全確保
- 街のイメージ向上
- 街の活性化
- ビルオーナー保護
- 青少年の健全育成

## 施行予定日

平成27年4月1日